

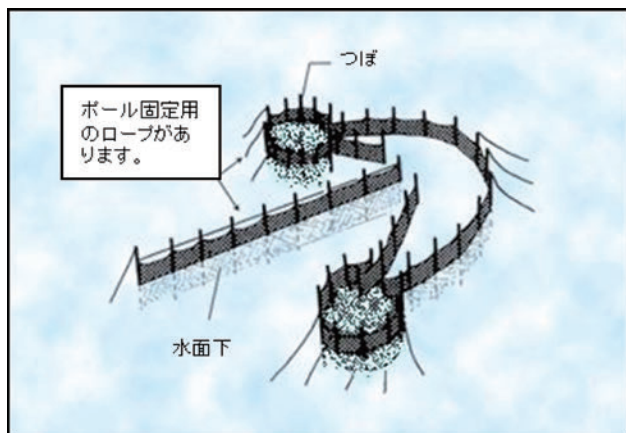
遊漁の手帖



令和6年(2024年)版
滋賀県農政水産部水産課

魚釣りをする場合は、エリから離れてください。

- ・エリ（小型定置網）は、漁業者の大切な漁具です。
- ・エリ近くでの船舶の航行や魚釣りは漁具が損傷することにつながるだけでなく、水中のロープ等に接触する恐れがあり大変危険です。
- ・またエリが設置されている区域には、漁業法に基づく第2種共同漁業権が設定されており、漁業権を侵害した場合、漁業法の規定に基づき処罰される場合があります。（漁業法第195条）



目 次

はじめに	1
検索表	2
アユ、ビワマス捕りをされる方への注意事項	6
シジミ捕りをされる方への注意事項	8
魚種別採捕禁止事項早見表（遊漁関係）	10

I. 遊漁に関する制限または禁止事項について

1. 遊漁者の漁具・漁法の制限	12
2. 禁止期間	14
3. 全長等の制限	14
4. 採捕禁止区域	15
(1)「保護水面」指定にともなう採捕禁止区域	15
(2)その他の採捕禁止区域	17
(3)保護水面・禁止区域一覧図	20
5. 禁止漁具・漁法	22
6. その他の漁具・漁法の制限	23
7. 県内への水産動物の移植禁止	24
8. 外来魚のリリース禁止	25
9. 罰則	26
10. ルールを守って楽しい遊漁を	27

II. 有料河川漁場（第5種共同漁業権漁場）

1. 遊漁規則について…………… 28
2. 河川漁場（概略）位置図…………… 30
3. 漁業権対象魚種一覧…………… 32
4. 河川漁業協同組合の遊漁規則一覧表…………… 34

III. 漁業と遊漁に関する制度

1. 漁業法…………… 46
 2. 水産資源保護法…………… 48
 3. 滋賀県漁業調整規則…………… 49
 4. 遊漁船業の適正化に関する法律…………… 49
 5. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例… 50
 6. ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例… 51
- 参考. 特定外来生物による生態系等に係る被害の
防止に関する法律（外来生物法）…………… 51

IV. 参考

1. コイヘルペスウイルス病について…………… 52

はじめに

琵琶湖や県内の数多くの河川には、その水系にしか生息しない魚類を含めてたくさんの水産生物が生息しています。私たちはこの豊かな水産資源の恩恵によって漁業を営み、釣りなどの遊漁を楽しむことができます。

しかし、各人が何のルールもなく好き勝手に魚を捕ればどうなるでしょうか。豊かな水産資源は枯渇してしまうかもしれません。また、漁業や遊漁の秩序が乱れ、漁場の適正な利用ができなくなってしまうことも考えられます。

このため、漁業法や滋賀県漁業調整規則などにより、漁業や遊漁を行う場合に守らなければならないルールが決められています。

この手帖は、こうしたルールについて遊漁をされるみなさんにわかりやすく解説したものです。趣旨をよくご理解いただき、ルールを守って遊漁をお楽しみください。

検 索 表

魚や貝を捕りたい→ p.2①へ

魚や貝を放流・移植したい→ p.24-25、50-53

①魚や貝を捕りたい

a 捕りたい魚や貝が決まっている→ p.2②へ

b 捕りたい魚や貝が決まっていない→ p.2③へ

②捕りたい魚や貝が決まっている

a アユ・ビワマスを捕りたい→ p.3④へ

b アマゴ・イワナを捕りたい→ p.3⑤へ

c フナ・モロコを捕りたい→ p.3⑥へ

d コイを捕りたい→ p.3⑦へ

e ウナギを捕りたい→ p.4⑧へ

e シジミを捕りたい→ p.4⑨へ

f オオクチバス・ブルーギルを捕りたい→ p.4⑩へ

g その他の魚や貝を捕りたい→ p.4⑪へ

③捕りたい魚や貝が決まっていない

a 使って良い漁具を知りたい→ p.12

b 禁止事項を知りたい→ p.5⑫へ

c 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

④アユ・ビワマスを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止事項を知りたい→ p.6-7
- c 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑤アマゴ・イwanaを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止期間を知りたい→ p.14
- c 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- d 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- e 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑥フナ・モロコを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止区域を知りたい→ p.15-19
- c 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- d 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑦コイを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- c 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- d 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑧ウナギを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- c 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- d 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑨シジミを捕りたい

- a 特に注意すべきことを知りたい→ p.8-9
- b 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- c 禁止区域を知りたい→ p.9、15-17、19
- d 捕って良い大きさを知りたい→ p.14

⑩オオクチバス・ブルーギルを捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- c リリース・放流について知りたい
→ p.24-25、50、52

⑪その他の魚や貝を捕りたい

- a 使って良い漁具を知りたい→ p.12
- b 禁止期間を知りたい→ p.14
- c 禁止区域を知りたい→ p.15-17、19
- d 捕って良い大きさを知りたい→ p.14
- e 有料釣り場について知りたい→ p.5⑬へ

⑫**禁止事項を知りたい**

- a 概要を知りたい→ p.10-11
- b 禁止期間を知りたい→ p.14
- c 禁止区域を知りたい→ p.15-19
- d 捕って良い大きさを知りたい→ p.14

⑬**有料釣り場について知りたい**

- a 釣り場の位置を知りたい→ p.30-31
- b 対象としている魚種を知りたい→ p.32-33
- c 料金を知りたい→ p.34-45

アユ、ビワマス捕りをされる方への注意事項

■禁止期間があります。(県内全域で適用)

次の期間は採捕してはいけません。違反して採捕した魚の所持、販売も禁止です。

アユ 8月21日から11月20日まで

(ただし、有料河川漁場では、各漁協が定めた遊漁規則に従ってください。また、8月31日までは竿釣り、たも網、手づかみで採捕することはできます。)

ビワマス 10月1日から11月30日まで

魚種別禁止期間 (p.14)

■禁止区域があります。(保護水面等)

アユの産卵に重要な河川の一部の区域では、上記採捕禁止期間に加え、9月1日から11月30日まで、アユ、ビワマスを含むすべての水産動物の採捕が禁止されます。

禁止区域 (p.15-16)

■ビワマスには全長制限があります。

全長30cm以下のビワマスは採捕してはいけません。

全長制限 (p.14)

■船舶を用いたビワマス遊漁は禁止されています。

琵琶湖海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、委員会指示で決められた範囲で船舶を用いたビワマス遊漁を行うことができます。

承認制 (p.7)

■遊漁者によるビワマス等引縄釣等の承認制

ビワマス資源量維持のため、琵琶湖海区漁業調整委員会において「遊漁者によるビワマス等引縄釣等の承認制に関する委員会指示」（令和5年10月13日）が発出され、遊漁者が引縄釣および船舶を用いてビワマス採捕を行うには同委員会の承認が必要です。また**プレジャーボート使用者**（自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により引縄釣等をしようとする者。例：自身や友人の船、レンタルボートを利用する人）の**引縄釣等可能期間は令和5年12月1日から令和6年6月30日まで**です。委員会指示のルールは漁業者と遊漁者をあわせたビワマス採捕量が、資源へ影響を及ぼさない範囲に収まるよう設定したものです。なお、引縄釣に関する制度は、毎年、同委員会で協議し決定します。このため、制度内容については変更される場合があります。

なお、承認を受けた遊漁船業者の船舶において、乗客として引縄釣等を行う場合、承認は不要です。

(参考)

1. 遊漁期間 : 令和5年12月1日～令和6年6月30日
2. 申請受付期間 : **R5-R6シーズンは定員（約1900名）に達したため締め切りました。R6-R7シーズンの承認制度については令和6年9月頃に水産課ホームページに公開予定です。**
3. 承認方法 : 各遊漁者が琵琶湖海区漁業調整委員会へ申請し、承認を受ける
4. 釣法の限定 : 1承認当たり竿数2本以内（竿を使用しない引縄釣は禁止）
5. 釣針の個数 : 竿1本につき1個（シングルフック）
6. 釣果等の報告 : 令和6年7月31日までに指定の様式で報告
7. 尾数の制限 : 釣り上げたビワマスの保持および持ち帰りは5尾以内

詳細については、下記までお問い合わせください。

琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 TEL 077-528-3872

琵琶湖海区漁業調整委員会

検索 

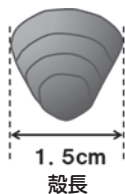
シジミ捕りをされる方への注意事項 (1)

■遊漁者の貝^{かき}搔網使用は禁止されています。

貝搔網(ジョレン等)を使ってシジミを採捕する遊漁は禁止されています。遊漁者が行える漁法は徒手採捕のみとなっています。(p.12)

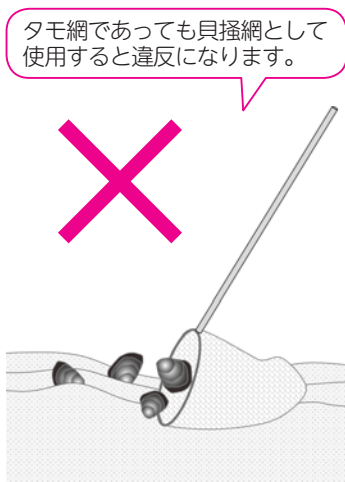
また、シジミの大きさ(殻長)の制限もあります。殻長1.5cm以下のシジミは採捕禁止です。(p.14)

*違反した場合は、滋賀県漁業調整規則により処罰の対象となります。



使ってはいけない貝搔網の一例

網の部分が金属製や繊維製のもの、自転車のカゴなどを用いて自作したものも使用禁止です。



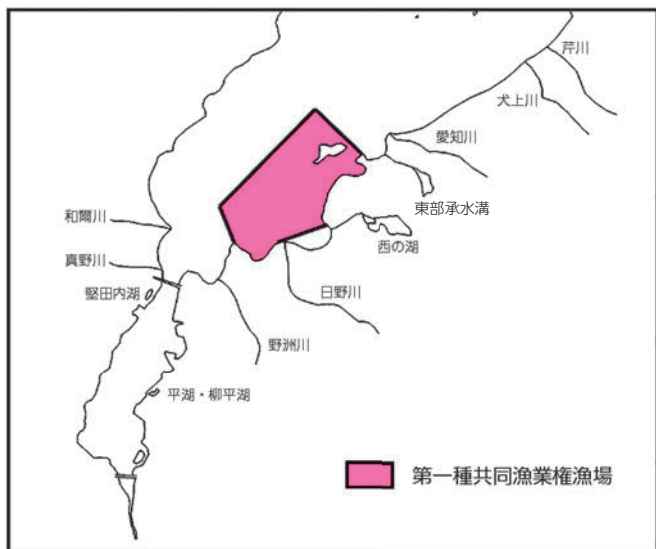
シジミ捕りをされる方への注意事項 (2)

■漁業権漁場が設定されています。

琵琶湖の一部水域（下図参照）には貝類の漁業権漁場が設定されています。この漁場内でシジミを採捕した場合、漁業権を侵害したとして罰せられることがあります。

（漁業法第195条第1項に該当：100万円以下の罰金）

漁業権 (p.46)



魚種別採捕禁止事項早見表（遊漁関係）

魚種	禁止事項	禁止事項の内容	対象水域
アユ	禁止期間	8月21日～8月31日	県内全域
		9月1日～11月20日	県内全域
		9月1日～11月30日	保護水面（*1）
ビワマス	禁止期間	10月1日～11月30日	県内全域
	大きさの制限	全長30cm以下	県内全域
	漁具漁法の制限	承認のない船舶を用いたビワマス釣りの禁止 （禁止事項の詳細はP7）	琵琶湖
アマゴ・イwana	禁止期間	10月1日～11月30日	県内全域
	大きさの制限	全長12cm以下	県内全域
フナ	禁止期間	4月1日～7月31日	保護水面（*2）
	大きさの制限	ニゴロブナのみ 全長22cm以下	県内全域
		全長15cm以下	県内全域
モロコ	禁止期間	4月1日～7月31日	保護水面（*2）
	禁止区域（予定）	4月1日～5月31日	禁止区域（*3）
コイ	大きさの制限	全長15cm以下	県内全域
	放流等の制限	琵琶湖・河川等から他 水域への持出し禁止。 琵琶湖・河川等への放 流の制限。	県内全域
シジミ	漁具漁法の制限	貝搔網（ジョレン）の 使用禁止	県内全域
	大きさの制限	殻長1.5cm以下	県内全域

（*1）アユの保護水面：産卵繁殖保護のため以下8河川の下流とその河口域に設定
安曇川 石田川 知内川 塩津大川 姉川 天野川 犬上川 和邇川

（*2）フナ・モロコの保護水面：産卵繁殖保護のため以下2水域に設定
近江八幡市牧町地先 長浜市湖北町地先

（*3）ホンモロコの産卵保護のため以下3水域に設定
伊庭内湖流入河川瓜生川 躰光寺川 西の湖流入河川山本川

対象漁法	備考	根拠規則等	参照
竿釣り、たも網、手づかみ以外	ただし、有料河川漁場を除く。	漁業調整規則	p.14
すべて		漁業調整規則	p.14
すべて	アユを含むすべての水産動物の採捕禁止。	水産資源保護法 漁業調整規則	p.15
すべて	卵も含む。	漁業調整規則	p.14
すべて		委員会指示	p.14
船舶を用いた遊漁	遊漁者が引縄釣等を行う場合は、承認が必要。	漁業調整規則 委員会指示	p.7
すべて	卵も含む。	漁業調整規則	p.14
すべて		漁業調整規則	p.14
すべて		水産資源保護法 漁業調整規則	p.16
竿・手釣り、 ^{かま} 搔網、手づかみ以外	ただし、有料河川漁場を除く。	委員会指示	p.15
すべて		漁業調整規則	p.14
すべて		水産資源保護法 漁業調整規則	p.16
	モロコを含むすべての水産動物の採捕禁止。	委員会指示	P19
すべて		漁業調整規則	p.14
すべて	KHVまん延防止のため。	委員会指示	p.53
徒手採捕以外		漁業調整規則	p.8
すべて		漁業調整規則	p.14

ご利用にあたって

この表の内容は、簡略化して記載しています。詳細は必ず本文で確認してください。また、内水面第5種共同漁業権漁場（有料河川漁場）では、各漁場の遊漁規則に従ってください。ご不明な点は、滋賀県水産課までお問い合わせください。

I 遊漁に関する制限または禁止事項について

滋賀県漁業調整規則、漁業法、水産資源保護法、委員会指示および滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例^(注)により規定されている遊漁に関する制限または禁止事項は次のとおりです。(制度の概要は、p.46以降を参照)

(注) 以下、次のように略す。

滋賀県漁業調整規則 = 「規則」

漁業法 = 「法」

水産資源保護法 = 「保護法」

委員会指示 = 「指示」

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例 = 「条例」

1. 遊漁者の漁具・漁法の制限（規則第43条）

遊漁者は次に掲げる**以外**の漁具・漁法によって水産動植物を採捕してはなりません。(罰則－B類 p.26)

○引縄釣（琵琶湖・内湖に限る）

※ビワマス等を目的とする引縄釣遊漁者は琵琶湖海区漁業調整委員会に承認を受ける必要があります。(詳しくはp.7)

○投網（船舶を使用しないものに限る）

○かご（もんどり、たつべ、うえを含む）（河川等に限る）

○竹筒（河川等に限る）

○押網（5月1日から7月31日まで夜間は使用禁止）

○たも網（貝搔（かき）網としての使用を除く）

○さで網

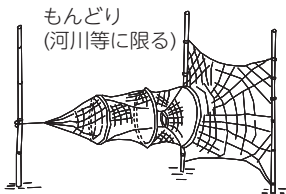
○竿釣および手釣

○やす（5月1日から7月31日まで夜間は使用禁止）

○採藻具

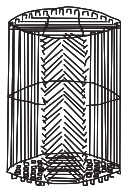
○徒手採捕（イケチョウガイの採捕を除く）

○置針

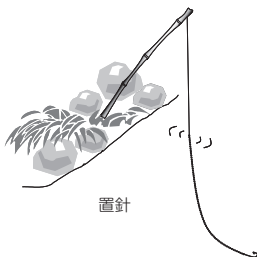
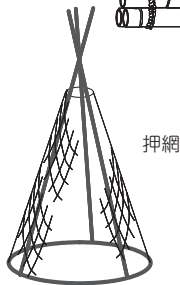
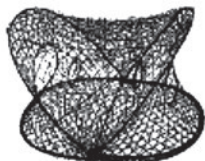


網目一辺の長さが2センチメートル以上
そで網の間口2メートル以下
※ペットボトル製など網目のないものは
「びんづけ」に該当するため禁止(p.22)

たつべ
(河川等に限る)



かご(河川等に限る)



2. 禁止期間（規則第35条）

（罰則－A類 p.26）

次に掲げる水産動物には、産卵繁殖を保護するために採捕^(※)を禁止する期間が定められています。また、これに違反して採捕した水産動物の所持・販売も禁止されています。

※採捕＝捕獲（死んでいる水産動物を捕る場合も含む）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
アユ	ただし、有料河川漁場を除く。また、8月21日から8月31日までの間は手づかみや竿釣り、たも網での採捕は可能。								8/21～11/20			
ビワマス アマゴ イワナ										10/1～11/30		
イケチョウガイ					5/1～7/31							

3. 全長等の制限

○漁業調整規則によるもの（規則第36条）（罰則－A類 p.26）

○委員会指示によるもの

法第120条，第171条（罰則－C類 p.26）

次に掲げる水産動物は、資源保護のため、ある一定の大きさ以下のものは採捕禁止となっています。捕まえた場合は、放流しましょう。また、ビワマス・アマゴ・イワナが産んだ卵も採捕してはいけません。

ウナギ	全長35cm以下
ビワマス	全長30cm以下（注）
コイ	全長15cm以下
フナ	全長15cm以下
（ニゴロブナ）	全長22cm以下（注）
アマゴ	全長12cm以下
イワナ	全長12cm以下
イケチョウガイ	殻長10cm以下
シジミ	殻長1.5cm以下
（注）委員会指示による規制	

・ニゴロブナ

指示により全長22cm以下のものは、採捕してはなりません。
ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。

①内水面第5種共同漁業を内容とする漁業権もしくは入漁権または遊漁規則に基づいて採捕する場合

②徒手採捕、^{かき}搔網、竿釣りまたは手釣りで採捕する場合

なお、①、②の場合であっても、全長15cm以下のニゴロブナは採捕禁止です。

4. 採捕禁止区域

(1) 「保護水面」指定にともなう採捕禁止区域（規則第34条）

琵琶湖や県内の河川のなかで、アユ、ホンモロコおよびニゴロブナが産卵繁殖する重要な区域は、水産資源保護法に基づく「保護水面」に指定されています。採捕禁止期間には、区域内を巡回して産卵・繁殖保護の啓発・指導にあたっています。

○アユの保護水面

県内全域で適用される禁止期間（p.14）に加え、次に掲げる区域では、9月1日から11月30日までの間、アユを含むすべての水産動物の採捕が禁止となります。（罰則-A類 p.26）

河川名	保護水面区域		禁止期間 内容
		上流端	
安曇川	①	高島市安曇川町常磐木・高島市新旭町安井川地先、五番領安井川線常安橋	9月1日～11月30日 アユ等すべての 水産動物の採捕禁止
石田川	②	高島市今津町藺生・梅原地先、国道303号線上ノ瀬橋	
知内川	③	高島市マキノ町寺久保・上開田地先、上開田橋	
塩津大川	④	長浜市西浅井町集福寺地先、集福寺川との合流点	

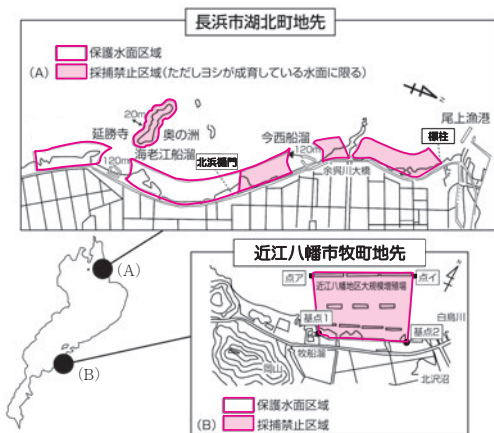
次ページへ続く

姉川 (高時川)	⑤	長浜市宮部町・長浜市国友町地先、草野川との合流点 長浜市湖北町馬渡・小今地先、国道8号線馬渡橋	合半径200メートルの線の両岸に設置した標柱を結んだ線の中点より沖	川尻（管理者が河口付近の両岸に設置した標柱を結んだ線の中点）より沖	9月1日～11月30日 アユ等すべての 水産動物の採捕禁止
天野川	⑥	米原市箕浦・西円寺地先、能登瀬岩脇線箕浦橋上流の堰堤			
犬上川	⑦	彦根市高宮町・犬方町地先、国道8号線千鳥橋			
和邇川	⑧	大津市小野、和邇中地先			

○フナ、モロコの保護水面

下図の保護水面の区域の一部または全域では、4月1日から7月31日までの間、フナおよびモロコの採捕が禁止されています（罰則-A類 p.26）。

なお、保護水面の区域ではフナやモロコの産卵環境の保全や稚魚の放流などが行われていますので、産卵繁殖保護へのご協力をお願いします。



(2)その他の採捕禁止区域

次に掲げる区域も、水産資源の保護培養のため採捕禁止期間が設定されています。(p.20-21：保護水面・禁止区域一覧図参照)

○漁業調整規則によるもの(規則第39条) (罰則-A類 p.26)

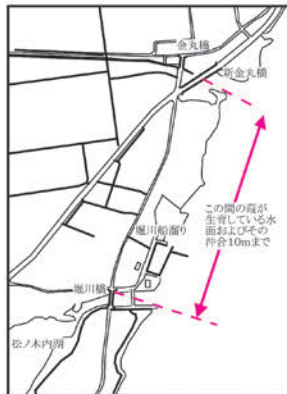
水域	禁止区域		禁止期間	禁止内容
琵琶湖	(あ)	近江八幡市沖島町地先、栗谷湾内 (図あ)	5月10日 } 7月10日	水産動物の採捕禁止
	(い)	高島市安曇川町四津川金丸橋から堀川橋地先(図い)	4月1日 } 7月31日	
犬上川	(う)	多賀町大字富之尾地先、金屋頭首工の上流70m、下流70m以内の区域	2月1日 } 6月30日	
姉川	(え)	米原市小泉地先、発電用水取入口堰堤から上流70m、下流70m以内の区域		
高時川	(お)	長浜市木之本町古橋地先、合同井堰から上流70m、下流70m以内の区域		
野洲川	(か)	湖南市石部北地先、石部頭首工から上流70m、下流200m以内の区域		
琵琶湖	(C)	長浜市湖北町尾上地先にある大規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域	4月1日 } 7月31日	フナ、モロコの採捕禁止
	(D)	草津市山田町地先にある大規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(E)	野洲市喜合地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(F)	長浜市西浅井町月出地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		

次ページへ続く

水域	禁止区域	禁止期間	禁止内容
琵琶湖	(G) 大津市衣川一丁目地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域	4月1日 ～ 7月31日	フナ、モロコの採捕禁止
	(H) 守山市赤野井町地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(I) 高島市新旭町饗庭地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(J) 大津市小野地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(K) 大津市比叡辻地先にある小規模増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域		
	(L) 近江八幡市南津田町地先にある広域型増殖場の離岸堤の南端と北端を結んだ線から岸側の区域		



図あ



図い

(罰則－C類 p.26)

水域	禁止区域		禁止期間	禁止内容
西の湖	(き)	近江八幡市地先、西の湖および同湖から琵琶湖に通ずる水路ならびに同湖周辺の水路	周年	貝類の採捕禁止

(罰則－C類 p.26)

水域	禁止区域			禁止期間	禁止内容
		上流端	下流端		
天野川	(a)	やな工作物の上流50m	川尻	漁具が設置されている期間	水産動植物の採捕、魚道の遮断、魚群の散逸行為の禁止
姉川(南浜地先)	(b)		川尻		
高時川	(c)		やな工作物の下流100m		
塩津大川	(d)		川尻		
知内川	(e)		川尻		
石田川	(f)		川尻		
安曇川北流	(g)		川尻		
安曇川南流	(h)		川尻		
姉川(曾根地先)	(i)		やな工作物の下流200m		
田川	(j)		川尻		

(罰則－C類 p.26)

水域	禁止区域			禁止期間	禁止内容
		上流端	下流端		
伊庭内湖流入河川 瓜生川	(k)	天尾橋上流端	目崎橋下流端	4月1日～ 5月31日	水産動物の採捕禁止
伊庭内湖流入河川 躰光寺川	(l)	大橋上流端	躰光寺橋下流端		
西の湖流入河川 山本川	(m)	松原橋上流端	西沢橋下流端		

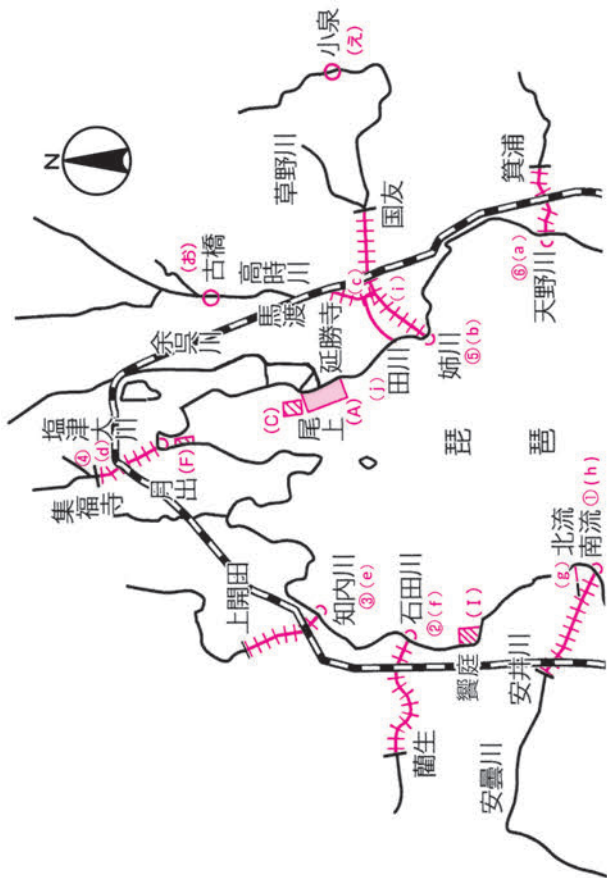


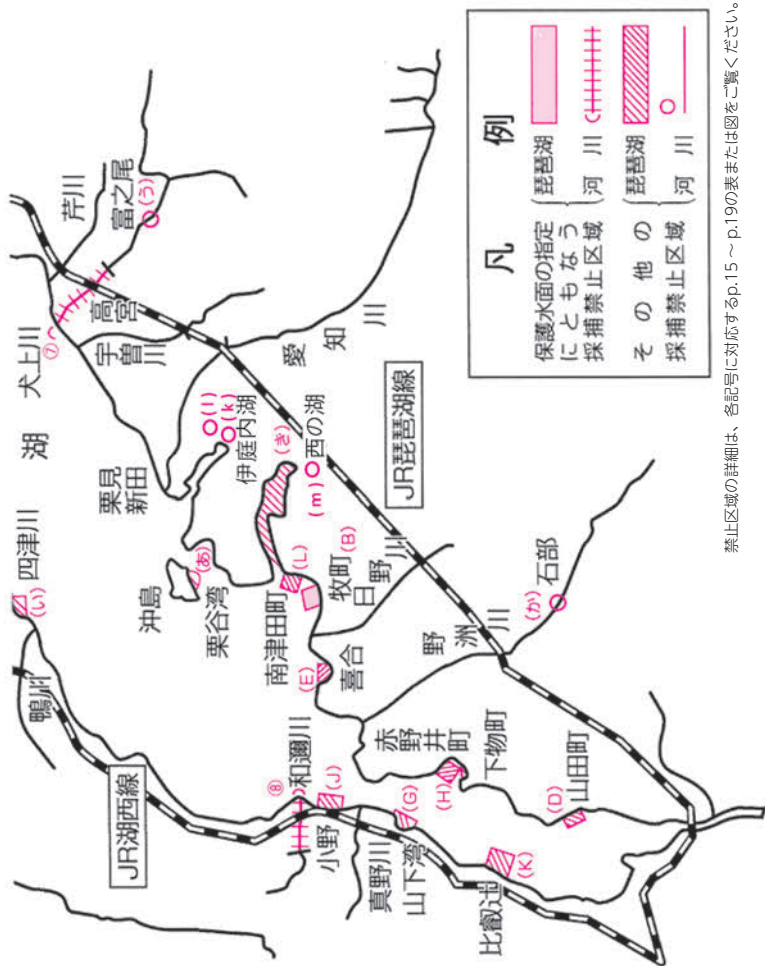
躰光寺橋下流端から大橋上流端までの躰光寺川約237m
目崎橋下流端から天尾橋上流端までの瓜生川約520m



西沢橋下流端から松原橋上流端までの山本川約410m

(3) 保護水面・禁止区域一覽図





禁止区域の詳細は、各記号に対応するp.15～p.19の表または図をご覧ください。

5. 禁止漁具・漁法

次に掲げる漁具・漁法により水産動物を採捕してはいけません。

○水産資源保護法によるもの（保護法第5・6条）

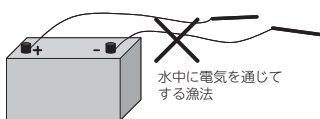
（罰則－D類 p.26）

- 爆発物を使用する漁法
- 有毒物を使用する漁法

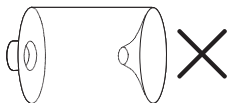
○漁業調整規則によるもの（規則第37条）

（罰則－A類 p.26）

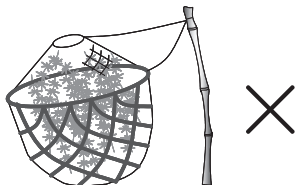
- 動力を利用する瀬干漁法
- 水中に電気を通じてする漁法
- 柳の根または藻類（これに類するものを含む）を使用し、もろこを誘致してする漁法
- 潜水器（簡易潜水器を含む）
- びんづけ（ガラス以外の材質を使用する漁法を含む）
- 発射装置を有する漁具（ゴムによるもの等、人力以外の方法で射出するものをを含む）



水中に電気を通じてする漁法



びんづけ
(ペットボトルを利用したものを含む。)



柳の根または藻類（これに類するものを含む）
を使用し、もろこを誘致してする漁法



発射装置を有する漁具

○委員会指示によるもの（法第120条）

（罰則－C類 p.26）

- | |
|--|
| ○琵琶湖での集魚を目的とした 照明器具（集魚灯） を使用する
漁具、漁法 |
| ○ 引縄釣 （禁止期間：10月1日～11月30日） |

6. その他の漁具・漁法の制限

○漁具・漁法の制限（規則第38条）

次に掲げる漁具による水産動物の採捕は、それぞれ次の範囲でなければなりません。
（罰則－A類 p.26）

漁 具	範 囲
かご	網目1辺の長さが2cm以上 そで網があるものは間口2m以下
たつべ	す目2cm以上

（遊漁に関する事項のみを抜粋）

○夜間における漁具の使用禁止（規則第40条）

次に掲げる漁具による水産動物の採捕は、次の期間の日没から日の出までは禁止となります。

（罰則－A類 p.26）

漁 具	禁止期間
押網 （押篲を含む）	5月1日から7月31日まで
やす	

7. 県内への水産動物の移植禁止（規則第42条）

本県は、琵琶湖を中心とした閉鎖性の水系となっており、他水域の水産動物を持ち込むと、既存の生態系のバランスが破壊され、資源保護の上で大きな問題が生じます。

このため、次に掲げる水産動物以外の水産動物（卵を含む）の県内への移植は、知事の許可がなければできません。

（罰則－A類 p.26）

移植許可がいない水産動物

ビワマス	コイ (p.52をご確認ください)	フナ
ホンモロコ	ウナギ	イサザ
ゴリ (ヨシノボリ)	アマゴ	イワナ
ニジマス	ヒガイ	ドジョウ
ワタカ	タニシ	シジミ
テナガエビ	スジエビ	

（参考）滋賀県で捕獲された外来魚について

県内の琵琶湖や河川では、ブルーギルやブラックバス（オクチバス）など、既に繁殖し在来生物に大きな影響を及ぼしている外来魚のほかに、毎年様々な外来魚が捕獲されています。1994年以降新たに捕獲された外来魚の種類は、確認されただけでも30種類以上に達しました。新たな外来魚の多くは観賞魚ですが、コクチバスのように釣りの対象魚も含まれています。

琵琶湖特有の貴重な生態系を守るために、外来魚を持ち込まないようにしましょう。

8. 外来魚の再放流（リリース）禁止

（滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第18条）

釣りなどのレジャー活動で外来魚を採捕したときは、再び琵琶湖に戻してはいけません。

対象となる外来魚は、琵琶湖の生態系に与える影響の大きさ、琵琶湖での繁殖の有無、レジャーで採捕されるかなどから、条例の施行規則で定めています。

施行規則で定める魚種

ブルーギル、オオクチバスおよびコクチバスとする。

釣りあげた外来魚は琵琶湖に戻さず、湖岸の公園や漁港などに設置されている外来魚回収ボックスやいけすに入れましょう。

アメリカナマズ（チャンネルキャットフィッシュ）を入れることもできます。



外来魚回収ボックスやいけすの利用や詳細な位置については、滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課琵琶湖レジャー対策係にお問い合わせください。（TEL：077-528-3485）

9. 罰則

今まで見てきた制限または禁止事項は滋賀県内全域で適用され、違反した場合、次のような罰に処せられます。

A類	(滋賀県漁業調整規則第57条に該当) 6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金または併科 ※このほか、犯人が所有または所持する漁獲物、その製品、漁船または漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は没収することができる。
B類	(滋賀県漁業調整規則第58条に該当) 科料
C類	(漁業法第191条に該当) 1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留 もしくは科料 ※知事が委員会指示に従うべきことを命じた場合のみ適用
D類	(水産資源保護法第41条に該当) 3年以下の懲役または200万円以下の罰金

10. ルールを守って楽しい遊漁を

漁業者にとって琵琶湖や川は、生産の場であり、かつ生活の基盤です。

遊漁者にとって琵琶湖や川は、自然に親しみ、明日の活力を得る健全なレクリエーションの場です。

漁業者と遊漁者の相互理解のなかで楽しい遊漁をするために、規則で決まっていること以外にも次のことを守ってください。

秩序ある遊漁

- 琵琶湖や川をきれいにしましょう。
ビニール、空カン、空ビン、残った餌、釣り針、釣り糸等は責任をもって処理しましょう。
- えり、やな等の漁具、養殖施設、浮産卵床の周辺および操業中の漁船のまわりでは、釣りを慎みましょう。
- 河川の堰堤などにある魚道は魚の遡上に大切な施設です。この付近での魚とりは控えましょう。

安全な遊漁

- 天候に注意して遭難防止に努めましょう。
- 危険な箇所に立ち入らないようにしましょう。
- 港の入口等危険な場所での遊漁はやめましょう。

自然を大切に

- ヨシ群落を始めとする、湖岸の植生帯は野鳥達の大切なすみかです。驚かしたり、巣のそばへ近寄らないようにしましょう。
- 放置された釣り針や釣り糸に絡まったり、飲み込んだりして、野鳥が死んでしまいます。不要な釣り針、釣り糸は必ず持ち帰りましょう。

Ⅱ 有料河川漁場（第5種共同漁業権漁場）

1. 遊漁規則について

河川や湖沼にある有料の釣り場（内水面第5種共同漁業権の漁場）では、それを管理する各漁業協同組合が「遊漁規則」を定めており、遊漁者はこれを守らなければなりません。

○遊漁規則の内容

遊漁規則には、体長制限、漁具漁法、遊漁期間、遊漁料金、料金の納付場所など現地に即した事項のほか、各組合に共通な事項についても定められています。それは次のような内容です。

(1) 遊漁の承認および遊漁料の納付義務

漁場内で遊漁をしようとする場合は、組合の承認を受け、遊漁料を組合指定の納付場所に納付しなければなりません。

(2) 遊漁料の額および納付方法について

遊漁料の額には次のような特例があります。（一部異なる組合もあります）

- a. 未就学の幼児……無料
小中学校生徒……通常料金の1/2に相当する額
肢体不自由者……原則として通常料金の1/2に相当する額
- b. 納付指定場所以外で漁場監視員に納付する場合
通常料金に既定額を加算した額
（加算額は各漁場の遊漁規則の規定による。）

(3) 遊漁に際し守るべきこと

- a. 組合から交付された遊漁承認証は必ず携帯してください。
- b. 漁場監視員の指示に従わなければなりません。
- c. 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはいけません。
- d. 組合の定める事項について遵守しなければなりません。

(4) 違反者に対する措置

組合は、この規則に違反した者に対し、遊漁の中止を命じ、かつ以後その者の遊漁を拒絶することがあります。

(5) 問合せ先

解禁日、遊漁料金、漁場（釣り場）に関する詳細は各河川漁業協同組合（p.33参照）または滋賀県河川漁業協同組合連合会におたずねください。

滋賀県河川漁業協同組合連合会

（住所）〒520-0801 大津市におの浜四丁目4-23

（電話）077(522)0126

（ホームページ）<http://shigakasen.com/>



★外来生物ミズワタクチビルケイソウの

生息域拡大防止にご協力をお願いします★

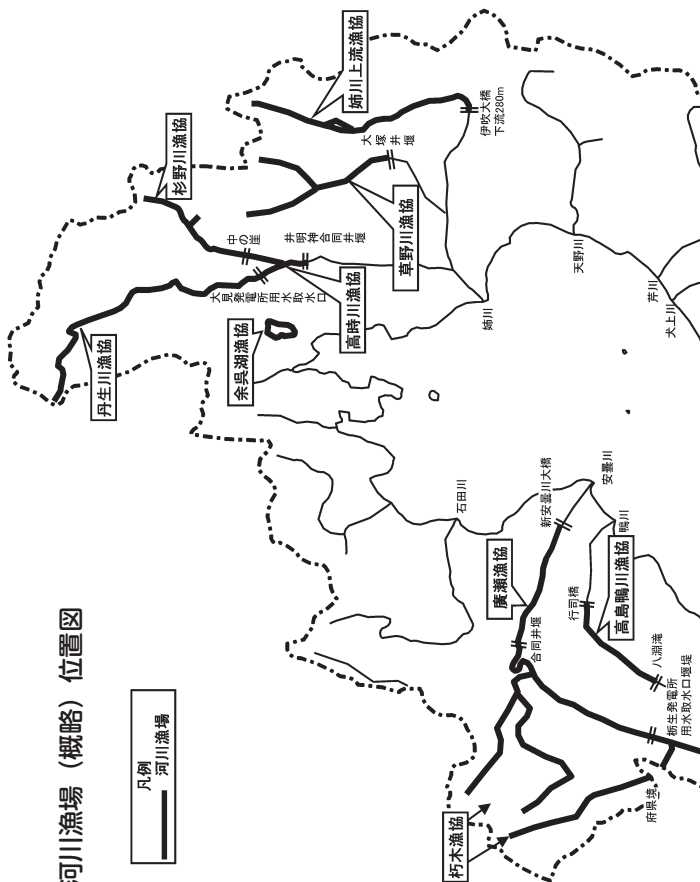
国内で（滋賀県も含めて）新たな外来の河川付着珪藻【ミズワタクチビルケイソウ】が見つかっています。繁茂するとミズワタのような群生をつくり、漁場へのアユの定着を妨げたり、仕掛けに藻がまとわりつく等の影響が懸念されています。生息域拡大の防止のため、釣具等の使用後は以下の方法による消毒をお願いします。

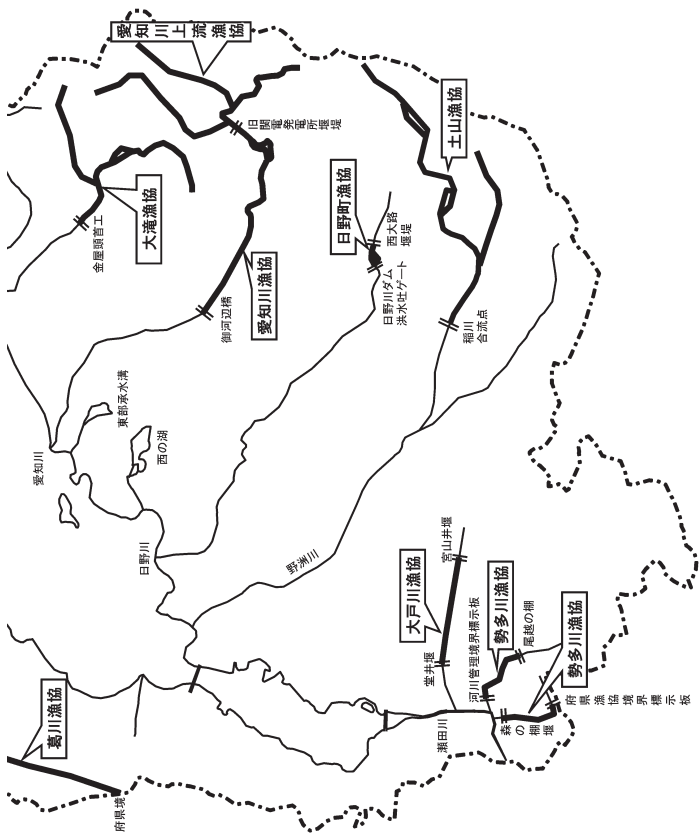
1. 濃度5%以上食塩水に1分以上浸漬
2. 60℃以上のお湯に1分以上浸漬
3. 50%以上エタノール溶液の噴霧

詳しくは滋賀県水産試験場ホームページをご確認ください。



2. 河川漁場 (概略) 位置図





3. 漁業権対象魚種一覧

(令和5年12月1日現在)

免許番号	漁場	あ ゆ	わか さぎ	こ い	ふ な	も ろ こ
内共第1号	大石川					
内共第2号	信楽川					
内共第3号	大戸川	○				
内共第4号	野洲川	○	○	○	○	
内共第5号	日野川			○	○	
内共第6号	愛知川	○				
内共第7号	愛知川	○				
内共第8号	犬上川	○		○	○	
内共第9号	姉川	○				
内共第10号	草野川	○				
内共第11号	高時川、杉野川	○				
内共第12号	杉野川	○				
内共第13号	高時川	○				
内共第14号	余呉湖		○	○	○	○
内共第15号	鴨川	○				
内共第16号	安曇川	○				
内共第17号	安曇川	○				
内共第18号	針畑川	○				
内共第19号	安曇川、針畑川	○				

に じ ま す	あ ま ご	い わ な	う な ぎ	漁業権者	電話番号
○	○	○		勢多川漁協	077(546)4746
○	○	○			
				大戸川漁協	077(549)0770
○	○	○	○	土山漁協	0748(68)0068
				日野町漁協	0748(52)2617
○	○	○		愛知川漁協	050(5801)7897
○	○	○		愛知川上流漁協	0748(29)0620
○	○	○	○	大滝漁協	0749(49)0001
○	○	○		姉川上流漁協	0749(58)1341
○	○	○	○	草野川漁協	0749(76)0320
○	○			高時川漁協	0749(82)2760
	○	○	○	杉野川漁協	0749(84)0376
	○	○		丹生川漁協	0749(86)2607
			○	余呉湖漁協	0749(86)3033
○	○	○		高島鴨川漁協	0740(37)0078
				廣瀬漁協	0740(33)1288 0021
	○	○		朽木漁協	0740(38)2541
	○	○			
	○	○		葛川漁協	077(599)2120

4. 河川漁業協同組合の遊漁規則一覧表 (令和5年12月1日現在)

※この表は概要です。漁場によっては、この表以外にも禁止区域や専用区を設定している場合があります。遊漁をする際は、各漁場の遊漁規則に従ってください。

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・漁法
勢多川漁協	大津市大石 富川岩屋 50番地	077(546)4746	大津市地先 大石川筋 大津市地先 信楽川筋	にじます あまご いわな	竿 釣
非出資 大戸川漁協	大津市牧 一丁目 1番37号	077(549)0770	大津市地先 大戸川筋	あ ゆ	友 釣 (あゆるア ーは禁止) 引 掛 投 網

遊漁期間	遊漁料金					年券
	区域	日券				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
解禁日から 9月30日まで	—	期間中 3,000円				なし
解禁日から 9月30日まで		解禁日から3日間 3,000円	4日目から 投網解禁日 の前日まで 2,500円	投網解禁日以降 1,500円	なし	
左記漁具解禁日 から 9月30日まで		解禁日から3日間 3,500円	4日以降 1,500円		なし	

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・漁法
土山漁協	甲賀市 土山町黒滝 466番地	0748(68)0068	甲賀市地先野洲川	あ ゆ	友 釣 引 掛 さで 網
					投 網
				あ ま ご い わ な に じ ま す	竿 釣
				う な ぎ	流し針 もんどり 穴 釣 竿 釣
				こ ふ い な	竿 釣
				わかさぎ	竿 釣
日野町漁協	蒲生郡日野町 西大路 2871番地の3	0748(52)2617	蒲生郡日野町 地先日野川筋	こ ふ い な	竿 釣
愛知川漁協	東近江市 永源寺 相谷町 1378番地	050(5801)7897	東近江市地先 愛知川筋 濃密放流区は、東 近江市甲津畑町地 先の愛知川支流渋 川の大堰堤から堀 越堰堤までの区域 (ただし、にじま すは永源寺ダムよ り上流に限る)	あ ゆ	友 釣 餌 釣 毛 針 釣 引 掛 網 手 玉 網 さで 網
					投 網
				あ ま ご い わ な に じ ま す	竿 釣

遊漁期間	遊漁料金					
	区域	日券				年券
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
左記漁具の解禁日から9月30日まで	—	期間中 2,500円				9,000円
		期間中 3,500円				なし
解禁日から7月31日まで		期間中 2,500円				9,000円
左記漁具の解禁日から9月30日まで		期間中 2,500円				
周年		期間中 1,200円				8,000円
解禁日から3月31日まで		期間中 1,200円				
周年	—	期間中 800円				5,000円
各漁法の解禁日から9月30日まで	—	期間中 2,000円				8,000円
左記漁具の解禁日から9月30日まで		期間中 4,000円				
解禁日から9月30日まで (ただし濃密放流区は12月1日から9月30日まで)	濃密放流区	期間中 4,000円				なし
	濃密放流区を除く漁場区域	期間中 1,000円				5,000円

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
愛知川上流 漁協	東近江市 政所町 1692番地2	0748(29)0620	東近江市地先 愛知川筋 濃密放流区は、東 近江市紅葉尾町地 先の愛知川支流須 谷川の水上農業用 取水口（通称、水 上湯）から一番の 滝までの区域	あ ゆ	友 釣 (あゆるア ーは禁止) 毛針釣 釣 引 掛
				にじま あまご い わ な	竿 釣 徒 手 採 捕
					竿 釣
大滝漁協	犬上郡 多賀町 川相 437番地	0749(49)0001	犬上郡多賀町地先 犬上川筋	あ ゆ	友 釣
					投 網 引 掛
				こ ふ い な	竿 釣
				あ ま ご い わ な にじます	竿 釣
			う な ぎ	流し針	

遊漁期間	遊漁料金					年券
	区域	日券				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	全漁場 区域	期間中 2,000円				8,000円
解禁日から 9月30日まで (にじますのみ通年)	濃密 放流区	期間中 4,000円				なし
解禁日から 9月30日まで	濃密放流 区を除く 漁場区域	期間中 2,000円				6,000円
解禁日から 9月30日までの組 合の定めた日	—	解禁日から1週間 3,000円	解禁日8日から 7月31日まで 2,500円	8月1日から終了まで 2,000円		8,000円
		期間中 2,000円				なし
周年	—	期間中 1,000円				5,000円
解禁日から 9月30日	—	解禁日 3,000円	翌日から 3月31日まで 2,500円	4月1日から 4月30日まで 2,000円	5月1日から 終了まで 1,200円	6,000円
解禁日から 9月30日 (あゆ遊漁期間に限る)		なし				5,000円

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
姉川上流 漁協	米原市吉槻 785番地の3	0749(58)1341	米原市地先 姉川筋	あ ゆ	友 釣
					引 掛
					投 網
				にじます あまご い わ な	竿 釣
草野川漁協	長浜市 野瀬町 1023番地 の10	0749(76)0320 0037	長浜市地先 草野川筋 濃密放流区は、長 浜市野瀬町地先の 野瀬橋上流100m から同橋下流 100mまでの区域	あ ゆ	友 釣
					投 網
				あ ま ご い わ な にじます	竿 釣
				う な ぎ	流し針 穴 釣
高時川漁協	長浜市 木之本町 川合 3番地の4	0749(82)2760	長浜市地先高時川 筋および杉野川筋	あ ゆ	友 釣 (あゆるア ーは禁止) 毛針釣
					引 掛 投 網
				にじます あ ま ご	竿 釣
杉野川漁協	長浜市 木之本町 杉本 919番地1	0749(84)0376	長浜市地先 杉野川筋	あ ゆ	友 釣 引 掛
					あ ま ご い わ な
				う な ぎ	流し針 竹 筒

遊漁期間	遊漁料金					
	区域	日券				年券
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
左記漁具の 解禁日より 9月30日まで	—	解禁日から3日間 3,000円	その後7日間 2,500円	その後1ヶ月間 2,000円	その後終了まで 1,500円	8,000円
		なし				2,000円
						5,000円
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	第1漁区(姉 川ダムから 下流の区域)	期間中 2,000円				8,000円
第1漁区解禁日以降 に組合の定めた日か ら9月30日まで	第2漁区(姉 川ダムから 上流の区域)					
解禁日より 9月30日まで	濃密放流 区を除く 漁場区域	解禁日から3日間 3,000円	その後終了まで 2,500円			8,000円
		なし				
解禁日より 9月30日	濃密放流 区を除く 漁場区域	解禁日から3日間 3,000円	その後終了まで 2,000円			6,000円
解禁日より9月30 日(にじますのみ 12月30日まで)	濃密 放流区	期間中 2,000円				なし
解禁日より 9月30日まで	濃密放流 区を除く 漁場区域	なし				5,000円
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	—	解禁日 3,000円	その後投網解禁 日前日まで 2,000円	その後終了まで 1,500円		8,000円
		解禁日 3,000円	その後終了まで 2,000円			8,000円
		期間中 1,000円				5,000円
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	—	期間中 2,000円				6,500円
		期間中 2,000円				6,000円
		期間中 2,000円				6,000円

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
丹生川漁協	長浜市 余呉町 上丹生 2556番地	0749(86)2607	長浜市地先 高時川筋	あ ゆ	友 釣 (ルアー 使用禁止)
					引 掛 投 網
				い わ な あ ま ご	竿 釣
余呉湖漁協	長浜市 余呉町 川並 2380番地 の1	0749(86)3033	長浜市地先余呉湖	わかさぎ	竿 釣
				こ ふ い な	
				も ろ こ	
				う な ぎ	
高島鴨川 漁協	高島市 鹿ヶ瀬 456番地1	0740(37)0078	高島市地先鴨川筋	あ ゆ	友 釣
					引 掛 投 網
				に じ ま す あ ま ご い わ な	竿 釣

遊漁期間	遊漁料金					
	区域	日券				年券
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
解禁日から 9月30日まで	-	解禁日 3,500円	翌日より14日間 3,000円	以後終期まで 2,500円		9,000円
左記漁具の解禁日 から9月30日まで		解禁日 3,500円	翌日より7日間 3,000円	以降終期まで 2,500円		
3月1日から 9月30日まで		期間中 2,000円				5,500円
解禁日から 3月31日まで	-	期間中 1,600円				なし
1月1日から 12月31日まで		期間中 1,300円				5,000円
4月1日から 12月31日まで						なし
左記漁具の解禁日 から9月30日まで	-	解禁日から 3日間 2,800円	その後9月30日まで 2,000円			8,000円
		期間中 4,000円				なし
		期間中 2,000円				5,000円

漁業権者	住 所	電話番号	漁場の位置	魚種	漁具・ 漁法
廣瀬漁協	高島市 安曇川町 長尾 671番地	0740(33)1288 0021	高島市地先 安曇川筋	あ ゆ	友 釣 毛 針 釣 餌 釣
					引 掛
					投 網
朽木漁協	高島市 朽木市場 667番地	0740(38)2541	高島市地先 安曇川筋 高島市地先 針畑川筋	あ ゆ	友 釣 (あゆるア ーは禁止) 引 掛
					投 網
				あ ま ご い わ な	竿 釣
葛川漁協	大津市 葛川坊村町 237番地 の37	077(599)2120	大津市地先 安曇川筋	あ ゆ	友 釣 (あゆるア ーは禁止)
					引 掛 投 網
				あ ま ご い わ な	竿 釣

遊漁期間	遊漁料金					
	区域	日券				年券
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	
解禁日から 9月30日まで	—	期間中 2,200円				8,800円
9月1日から 9月30日まで		期間中 4,400円				なし
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	—	期間中 3,000円				なし
		期間中 4,000円				
		期間中 2,200円				8,500円
左記漁具の 解禁日から 9月30日まで	—	期間中 3,000円				9,000円
						なし
		期間中 3,000円				9,000円

Ⅲ 漁業と遊漁に関する制度

漁業や遊漁と関わりのある制度について、その概略を以下に説明します。ここでは、漁業および遊漁とは次の意味で使用しています。

漁業……水産動植物の採捕または養殖の事業。

遊漁……レクリエーションのために行う釣りなど、営利を目的としない水産動物の採捕等。

1. 漁業法

漁業法は漁場を誰にどう使わせるかという漁場の利用関係を定めた法律で、漁場の総合的高度利用、漁業の民主化を目的としています。遊漁も漁場の利用という点で深く係わってきます。漁業法には漁業権、漁業許可、漁業調整などについて規定されています。

(1) 漁業権

行政庁の免許により設定される特定の水面において特定の漁業を営む権利です。漁業権は共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権（本県にはなし）の3種類に分けられます。

共同漁業権とは一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利です。本県には、シジミなど貝類を採捕する第1種共同漁業、琵琶湖独特の「えり」や河川を遡上するアユなどをとる「やな」など定置式の網漁具を使用する第2種共同漁業、河川の上・中流域や余呉湖などの内水面でなされる内水面第5種共同漁業があります。

区画漁業権とは、水産動植物の養殖を営む漁業権です。本県では、琵琶湖の内湾や内湖で行われている真珠養殖業や真珠母貝養殖業の他に湖中に浮かべた網イケス式の魚類養殖業がこれにあたります。

(参考) 第5種共同漁業権について

第5種共同漁業権が設定されている河川や湖沼など内水面は、①水面が限定されており、かつ操業が容易なため資源が枯渇するおそれが大きく、増殖しないと成りたたない、②地元外からたくさん釣りが来る、などの特徴を持っています。

このため、漁業権の免許を受けた漁業協同組合には増殖が義務づけられており、また「遊漁規則」により一般の遊漁者のする採捕を制限し、「遊漁料」を徴収することができます。

ただし、漁業協同組合が不当に遊漁を制限することは許されていません。遊漁規則の制定・変更にあたっては、漁場利用の公正を図るため、知事が漁業者や遊漁者の代表などから構成される内水面漁場管理委員会の意見をきいて認可することになっています。

なお、「遊漁料」とは漁業協同組合が義務として行っている増殖および漁場管理の費用を組合員と同様に一般の遊漁者にも負担してもらおうという趣旨のもので、魚を釣らせて、もうける制度ではありません。

※第5種共同漁業権漁場内における「遊漁」とは、免許を受けた組合に所属している組合員以外の者がする水産動植物の採捕を指します。

(2) 漁業許可

漁業の許可とは、一般的に禁止された漁業を特定の者に対して禁止を解除して、その漁業を営む自由を与えることを内容とする行政庁の処分です。農林水産大臣が許可するものと、知事が許可するものがあります。本県には、知事の許可に基づく漁業として、貝びき網漁業、沖びき網漁業、刺網漁業、追さで網漁業、あゆ沖すくい網漁業、えびたつべ漁業などがあります。

このほか、試験研究機関が実施する試験研究など特別の理由により水産動植物の採捕を認めるものを特別採捕許可といいます。

(3) 漁業調整

漁業調整とは、「特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整」をいいます。漁業調整のため重要な役割を果たす機関として、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会があります。これらの委員会は、水産動植物の繁殖保護、漁業権行使の適正化、漁場使用に関する紛争の解決その他漁業調整のために関係者に対して必要な指示をすることができます。これを「委員会指示」といいます。採捕禁止などの指示が出された場合には遊漁者も当然その対象となります。

2. 水産資源保護法

水産資源の保護培養を図り、かつその効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする法律です。水産動植物に有害なものの遺棄の制限、水産動物の輸入防疫、保護水面、サケなどさく河魚類の保護培養などに関することが規定されています。

(参考) 保護水面について

保護水面とは、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、または水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のため必要な措置を講ずべき水面として知事が指定する区域をいいます。一般に知事が管理計画に基づいて管理しています。また、保護水面内での工事については、管理者たる知事の許可や知事への協議が必要な場合があります。

滋賀県には、アユの産卵繁殖のための保護水面が、安曇川・石田川・知内川・塩津大川・姉川・天野川・犬上川・和邇川の8河川に設定されています(P.15-16参照)。

また、フナ、モロコの産卵繁殖のための保護水面が、長浜市の湖北町海老江から同町尾上にかけての地先と近江八幡市牧町の地先の2水域に設定されています(P.16参照)。

3. 滋賀県漁業調整規則

漁業法および水産資源保護法、その他漁業に関する法令とあいまって、滋賀県における水産資源の保護培養および他漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする規則です。漁業の許可に関することや水産資源の保護培養および漁業取締りに関することが規定されています。水産動植物の採捕の制限や禁止に関する事項も多く、琵琶湖や河川での遊漁に直接関わっている規則です。

4. 遊漁船業の適正化に関する法律

遊漁船の利用者の安全の確保、利益の保護を図っていくことや、漁場の安定的な利用関係を確保することを目的に平成元年10月1日に施行されました。平成15年4月1日の改正により遊漁船業者は知事への登録が必要となった他、利用客に安全かつ規制に沿った釣り等を行ってもらうため、案内する漁場での採捕規制等を、利用客に周知させなければならないなど、一定の義務が課せられました。また、令和5年6月2日の改正では、利用者の安全管理に関する事項を追記した新たな業務規定の作成など、安全性向上の観点から遊漁船業者に新たな責務が求められることになりました。

(遊漁船業とは)

法律では、船舶により利用者を漁場（海面や琵琶湖などの特定の湖沼）に案内し、釣り、その他の方法で魚などを採捕させる事業を遊漁船業としています。

磯渡し、いかだ渡し、岸べき渡し、無動力船の漁場までの案内なども遊漁船業に含まれますが、単なる貸船業は該当しません。

5. 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

琵琶湖におけるレジャー活動の多様化に伴い、様々な環境への負荷が生じている現状から、これらを低減し琵琶湖をできる限り健全な姿で次世代へ引き継いでいくことを目的として平成15年4月1日から施行されました。また、平成16年10月、平成18年3月および平成23年3月には条例の一部改正が行われました。

この条例では、琵琶湖固有の生態系や水質などの自然環境と琵琶湖周辺で生活する人々の生活環境の保全を目指して、プレジャーボートの航行規制水域の指定、従来型2サイクルエンジンの使用禁止、釣り上げたブルーギル、オオクチバス、コクチバスの再放流の禁止など、レジャー活動のルールを定めています。

このうち、外来魚の再放流の禁止は、琵琶湖本来の生態系を守るためには、現在琵琶湖沿岸域および河川、ダム湖、ため池等に生息するブルーギルやオオクチバス等の外来魚を減らしていくことが不可欠であることから、釣りというレジャーに対しても釣り上げた外来魚を再び琵琶湖等に戻さないというルールを設けたものです。

また、レジャー利用者は琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境配慮製品を使用するよう努めることとされています。

琵琶湖でプレジャーボートを航行させるには、県の交付する適合証の表示が必要です。 (条例第15条の2第1項)

適合原動機搭載艇（4サイクルエンジンおよび環境対策型2サイクルエンジンのプレジャーボート）には、「適合証」を表示しなければなりません。

適合証は、琵琶湖保全再生課 琵琶湖レジャー対策係で交付請求することができます。（適合証の交付には、1,000円の手数料が必要です。）

- 琵琶湖では、従来型2サイクルエンジンのプレジャーボートは航行できません。
- 環境対策型2サイクルエンジンとは、「筒内直接噴射（DI）方式」、「電子式燃料噴射装置と触媒を併せて備える方式」および「ディーゼル方式」のエンジンです。
- ヨット、1.5kW（約2馬力）未満のミニボート等は、これまでどおり規制対象外です。

詳細については、下記までお問い合わせください。

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課 琵琶湖レジャー対策係
TEL 077-528-3485

琵琶湖 適合証

検索 

6. ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

平成19年3月29日に「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」が全面施行されました。この条例に基づき、「指定希少野生動植物種」および「指定外来種」が指定されています。これらの指定種について、平成19年5月1日から、指定希少野生動植物種については、捕獲・採取等の原則禁止、指定外来種については、野外への放逐の禁止および飼養等の届出が必要となります。

魚類では、指定希少野生動植物種として、イチモンジタナゴ、ハリヨ、アブラヒガイ、指定外来種としてタイリクバラタナゴ、ピラニア類、カワマス、ブラウントラウト、オヤニラミが指定されています（令和5年9月1日現在）。

詳細については、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課にご確認ください。

(参考) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として、平成17年6月1日に施行されました。特に侵略的な外来生物は、特定外来生物として、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどが原則として禁止されています。違反内容によっては非常に重い罰則が課せられます。

魚類では、特定外来生物として、ガー科の全種、ガー科に属する種間の交雑により生じた生物、オオタナゴ、コウライギギ、チャネルキャットフィッシュ、ブラウンブルヘッド、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマズ（ヨーロッパオオナマズ）、カワカマス科の全種、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、カダヤシ、ガンブスィア・ホルブオキ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ストライプトバス、ホワイトバス、ストライプトバスとホワイトバスの交雑個体、ラッフ、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョが指定されています（令和5年9月1日現在）

詳細については、下記をご覧ください。

環境省外来生物法ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>

IV 参考

1. コイヘルペスウイルス病について

平成15年から平成16年にかけて県内でコイヘルペスウイルス病が発生し、天然コイや飼育コイに大きな被害が出ました。特に琵琶湖では非常に多くのコイが死んでしまいました。平成17年以降、発生数は激減し、また年々減少しています。この病気のまん延を防ぐために、引き続き皆様のご協力をお願いします。

○病気のまん延を防ぐために次のことを守ってください。

■琵琶湖や河川で釣り等により採捕したコイを持ち出して他の水面に放流することは禁止されています。

■皆さんが飼育しているコイや死んだコイを琵琶湖や河川に放したり捨てたりしないでください。

(罰則が適用される場合があります。罰則C類 p26)

○コイヘルペスウイルス病とは

この病気の原因はコイヘルペスウイルス(KHV)と呼ばれるウイルスです。この病気にかかる魚はコイ(ニシキゴイを含む)だけです。病気にかかったコイから接触ないし水をかいして他のコイに感染していきます。コイヘルペスウイルス病にかかったコイは、動きが鈍くなり餌を食べなくなり死んでいきます。この病気は水温が10℃から30℃くらいの時に起こり、特に18℃から25℃の時に最も発病しやすくなります。

このウイルスは人に感染することはありません。またこのウイルスに感染したコイを食べても人体に全く影響はありません。



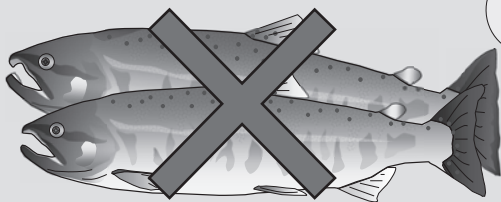
10月1日～11月30日

県内全域

ビワマス

採捕禁止！

産卵
保護



これに違反して捕った魚の所持・販売も禁止！

違反した場合は、滋賀県漁業調整規則による罰則が適用されることがあります。

罰則：6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金またはこれの併科

滋賀県農政水産部水産課
(TEL 077-528-3872)



Mother Lake
Goals
葉えよう、あなたと私から

8月21日～11月20日は

※8月31日までは、釣り、たも網、手づかみで捕ることは可能



県内全域

アユ採捕禁止!

違反により捕った魚の所持・販売も禁止!
有料釣り場では、漁協の遊漁規則に従ってください

産卵
保護

なお、保護水面(右図の区域)では

9月1日～11月30日の間

すべての水産動物の採捕禁止!



これらに違反した場合は、滋賀県漁業調整規則による罰則が適用されることがあります

罰則：6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金またはこれの併科

滋賀県農政水産部水産課
(TEL 077-528-3872)



Mother Lake
Goals

愛えよう、あなたと私から

スマートフォンやタブレットから

遊漁の手帖はダウンロードも可能です！

遊漁の手帖 WEB 版



遊漁の手帖

令和6年3月

滋賀県農政水産部水産課
琵琶湖海区漁業調整委員会
滋賀県内水面漁場管理委員会

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
電話 077 (528) 3872 (直通)
メールアドレス gf00001@pref.shiga.lg.jp

印刷 有限会社 プロテバール

Webアプリはこちら！

「FiShiga(フィッシガ)」 知ってますか？



<https://fishiga.umir.ac.com>

遊漁のルールが簡単にわかるWebアプリのこと！

- マップ上に漁業権漁場や禁止区域などをわかりやすく表示
- 遊漁に関するルールが一元化
- 電子版「遊漁の手帖」にもアクセス可能



漁業権漁場を可視化



内水面漁場（有料漁場）の情報を表示



位置情報から自分がいる場所の情報がわかる

